

とれた保険料の 受け残りの 一部を忘れずに 納付

■問合せ
事務所(お
客相談室)
0143-50-1004
■役場住民・
戸籍年金グル
74-3002

保険料の一部免除

国民年金の保険料には、本人・世帯主・配偶者の前年の所得(1月から6月までに申請する場合

は前々年の所得)が一定額以下の場合には、申請して承認されると納付が免除される制度があります。この場合免除される保険料額には、全額、4分の3、半額、4分の1の四段階があります。

このうち、4分の3免除、半額免除、4分の1免除は、納付すべき保険料の一部が免除されることから一部免除といえます。

この一部免除を受けた保険料の残りの保険料、つまり免除を受けていない保険料は、必ず納めなければなりません。この保険料の納付を怠ると免除が承認されても保険料未納期間となってしまうので、注意が必要です。

一部免除額

保険料の一部免除というのは、

お気軽に
ご相談ください。



毎月の保険料の一部が免除されるものですが、残りの保険料は必ず納めなければなりません。平成24年度の場合

・4分の3免除を受けた場合：月額11,230円が免除され、残りの3,750円を納付しなければなりません。

・半額免除を受けた場合：月額7,490円が免除され、残りの7,490円は納付しなければなりません。

・4分の1免除を受けた場合：月額3,740円が免除され、残りの11,240円は納付しなければなりません。

この免除されていない保険料を毎月納付しないと一部免除が承認されても、保険料未納期間として扱われてしまいます。保険料の納期限

国民年金の保険料には納期限があります。毎月の保険料は、

翌末日までに納付しなければなりません。

そして、2年を経過すると時効によって保険料を納めることができなくなります。

保険料の一部免除を受けた場合でも、残りの免除されていない保険料については、この納期限までに納めなければなりません。ご注意ください。

80歳以上で20本以上の 歯・健康な口腔 環境維持者を表彰

■問合せ
健康福祉センター
76-406

洞爺湖町では、室蘭歯科医師会と共催で、10月28日に伊達市保健センターで行われる「いい歯の日」歯科健康教室」で、国と日本歯科医師会が推進している8020運動に基づき、80歳以上の高齢者で20本以上の自分の歯を持ち、長年にわたり健康な口腔環境を維持している方の表彰を行います。

対象は、昭和7年4月1日以前に生まれた方で、かかり付けの歯科医師の推薦または自薦の方です。あわせて、室蘭歯科医師会から8020賞も贈られます。

自薦の方は、表彰式当日、午前10時までに直接、会場にお越しください。歯科医師による口腔診査などを行い、該当の有無を決定します。

■日時 10月28日(日) 11時30分~正午

■場所 伊達市保健センター

■対象 80歳以上の高齢者で20本以上の自分の歯を持ち、長年にわたり健康な口腔環境を維持している方



高齢者を悪質商法から 守るために

■問合せ
産業振興課水産・
産業振興グループ
74-3005

近年、一人もしくは夫婦だけで暮らす高齢者世帯が増えています。それにもない、高齢者を狙

った消費者トラブルが後を絶ちません。高齢者は悪質商法の被害にあっても、「だまされたことに気づかない」「恥ずかしいから相談しない」というケースが多くありますので、家族はもちろん、地域の見守りで「高齢者の消費者被害」を防ぎましょう。



求人情報をお寄せ ください

■問合せ
産業振興課水産・
産業振興グループ
74-3005

厳しい雇用状況の中で、町内の就業促進を図るため、役場入口に求人掲示板を設置し、町内企業などの求人情報をお知らせしています。

現在求人を考えている事業主の皆さんや事業所がありましたら、産業振興課まで情報をお寄せください。